

○議長（中本正人君）順番5、6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）改めまして、皆さま、こんにちは。お昼の次の、一番お疲れの時間帯でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

プロフェッショナルな質問の後、続きまして、プロでない質問の違いを感じていただきながら、通告に従いまして、以下の質問をさせていただきます。

1. 中学校統廃合によるさまざまな不安と、跡地利用についてでございます。

少子化の中、中学校統廃合は仕方がなく進められていくのでありますが、家族として、また、地域として、さまざまな不安があるわけであります。橋本中学校、学文路中学校、西部中学校は統合し、新しい中学校になるわけであるが、今まで以上のより良い中学校にするための準備、また、努力をいただいていると思いますが、いろいろなお願い、また、希望がたくさんありますので、以下の質問をさせていただきます。

①自転車通学の安全面、通学路灯の設置は万全な準備ができていますか。

②受け入れ側である橋本中学校の準備は万全ですか。

③コミュニティバスのコースを通学路時間に対応することはできませんか。

④これはちょっと、さきの議員と重複しておりますが、跡地利用についての地域要望はどのような意見がありますか。また、その意見をできる限り実行していただきたいが、どうですか。

⑤中学校統廃合準備会保護者の皆さんのご意

見の中で、①、②、③の要望以外の要望はありますか。また、実現できそうですか。

次に、大項目2でございます。高野口に期日前の投票所を、ということで、高齢化が進む中、また、投票率の下がっている中において、本市においての対応は今後どのように進めていくおつもりか、お聞きします。

問いにおいて高野口にとしておりますが、あくまでもモデル地区としての実現をしていただけるかどうか。

大項目3でございます。空家対策特別措置法について。

空き家が増えている中で、その近隣住民が防犯上不安に思われているが、本市の対応はどうしていくのかお尋ねをします。

①公共の建物については、どのような計画ですか。

②個人所有の建物については、どのような対応ですか。

よろしくご答弁のほど、お願いを申し上げます。

○議長（中本正人君）6番 小林君の質問項目1、中学校統廃合による不安と跡地利用に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）まず、一点目の、自転車通学路の安全面、通学路灯の設置についてですが、通学路のルート設定については、基本的に学校主導で設定することとなっておりますが、安全点検を実施しながら、なるべく安全な道路を通学できるように配慮したルート設定を検討しており、これについては、ほぼ確定しています。

また、これまで統合準備会等を開催し、地元からの要望を聞かせていただいた中で、西部中学校区と橋本中学校区をつなぐ新たな通学路については、下校時に明かりがなく、防犯上問題のある箇所への通学路灯の設置を予定しています。具体的な設置箇所については、まだ確定していませんが、早急に現地を確認し、地元からの要望箇所との調整も図りながら決定していく予定です。

また、交通量が多く、事故が起こりやすいと思われる危険箇所については、横断歩道の整備や交差点部分のカラー舗装なども予定しています。

さらに、もう一つ、安全対策として、台数に限りはありますが防犯カメラの設置も予定しています。

次に、二点目の、橋本中学校側の受け入れ準備についてですが、平成28年度の西部中学校、橋本中学校、学文路中学校の3校の統合にあたって、本議会で提案しました条例の一部改正案が承認されれば、校名は橋本中央中学校となります。現在、スムーズな統合に向けて合同職員会議や各教科部会、各小委員会等の会議をもち、3校の生徒の交流活動も実施しているところで、準備は順調に進んでいます。

今後も、児童生徒や保護者の意見を積極的に聞きながら、統合への不安を取り除き、新しい学校への期待感、わくわく感を高めていけるよう、一層の準備に努めてまいります。

四点目の、跡地利用に関する地域要望についてですが、学文路中学校跡地利用については、平成26年6月議会での一般質問において答弁しているところですが、(仮称)学文路こども園と学文路地区公民館の案で準備を進めています。

特に、(仮称)学文路こども園については、「幼保一元化5カ年計画」に基づき整備する

ものであり、統合準備会へも既に報告しています。また、学文路地区公民館につきましても、現在の学文路地区公民館の老朽化が進んでいること、及び統合準備会においても建て替えについて強い要望があったことから、こども園とともに学文路中学校跡を活用する予定をしています。

一方、西部中学校跡地については、給食センター建設等も検討していましたが、進入路が狭く、給食配送車や関係業者の車両が多く通行するとなった場合には、他の通行者の安全面の確保が難しい状況が考えられるため、現時点では具体的な利用案が固まっていません。統合準備会等の意見も伺いながら、早期に計画案を策定していきたいと考えています。

五点目の、統合準備会、保護者からその他要望はあるか、とのご質問ですが、保護者説明会等の中では、不安の声も含め、いくつかの要望をお聞きしました。

主なものとしましては、少人数クラス化、スクールカウンセラーの配置、統合前の授業参観や交流活動の実施、出身中学校に偏らないクラス分け等々です。これらについてもしっかりと対応していくことを、保護者の皆さまにも既に回答をしていますし、また、今年度は、その準備を順次進めているところです。

○議長(中本正人君) 総務部長。

[総務部長(吉本孝久君) 登壇]

○総務部長(吉本孝久君) コミュニティバスのコースを通学時間に対応することができないか、とのご質問にお答えいたします。

現在、平成28年4月に統廃合となる中学校区を対象とするコミュニティバスは、中ルートと西ルートであり、他のルートと同様、右回り・左回りをあわせて1日6便の運行を行っています。

コミュニティバスの現状は、1運行時間が各ルート約90分と長いため利用しづらく、ま

た、運行経費の増加や国庫補助金の減額等により、今後、効率的で持続可能な運行への取り組みが大きな課題となっています。

本市では、課題解決と利便性の向上のため、平成29年4月をめどに、コミュニティバスを含む市内公共交通体系の見直しを計画しています。

中学校統廃合に伴う通学についてのコミュニティバスによる対応は、まず、市内公共交通体系の見直しを行うことが最優先であり、通学への対応を優先的に見直すことは困難であると考えます。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

再質問に入らせていただきます。

通学路の安全面、また、通学路灯の設置についての検討は、現場において実施していると思いますが、どのようなメンバーで実施されたのか。また、時間帯は登校・下校時間に合わせて調査されたのか。下校については、授業時間が終わり次第帰る生徒と、スポーツクラブ、また、文化クラブ後、終わられてから帰る生徒の時間があるが、また、天候による影響などもあわせて調査されておりますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）元来、通学路の検討委員会というのは、本年度も行いました。ただ、西部中学校から橋本中学校への通学、それから、学文路中学校から橋本中学校の中学については、教育総務課が行っております。この後、7月に地元説明会を実施しまして、地元の方々と設置箇所について具体的な検討に入る予定をしております。

議員おただしの時間帯につきましては、基本的には夕方の時間の点検で行っております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

まだまだ来年の4月の統合に向けてということで、地域の心配事は、やはり自転車通学が増えるということで、事故等がないか、かなり心配しておるわけでありますが、統合されるまでに、いろいろな角度から時間帯等、また天候、雨具を着て走るわけですから、そういうのもしっかりとご検討をさせていただきたいのと、私たち市議員も一緒になって、一緒にそういうところを回ってみるということも大事なことだと思いますので、またお声をかけていただいて、通学路の危険箇所と一緒に保護者の方々と回って意見交換しながら、安全な通学路、また良い中学校にしていきたいと思いますので、そういうときは、またお声をかけていただけたらありがたいと思います。

統合時に入りましたときに、通学に慣れるまでの対策としては、どのような考えを、今、現時点では持たれてるのか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）新しく統合された中学校に入るまでの準備期間ということで、各中学校、特に橋本中学校と、それから西部中学校、学文路中学校の存在は違うと思います。橋本中学校につきましては、迎え入れる中学校になるということで、基本的には当たり前のことを当たり前にできる、いわゆる安心して他の中学校の子どもたちが通ってこれるような学校づくりを基本にしております。それから、西部中学校、学文路中学校につきましては、新しい中学校に行くという意欲の喚起ということを大事にしております。

今、3中学校の生徒の交流会を5月26日に実施しました。これは、3中学校の中学1、2年生を対象に、1年生は午前中、2年生は

午後から交流会を実施しております。それぞれ3中学校の生徒が、例えば名刺交換や大縄跳び等のことをする中で、徐々に不安が少なくなったというアンケートもいただいています。6月29日には、四つの小学校が交流会を実施して、また同じような取り組みをして、小学6年生ですけれども、中1になったときの交流を図っていきたくと、そのように考えています。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

ただ今は、受け入れ側の中学校の体制ということでお答えをいただきました。その学校側の受け入れの門に入るまでの自転車である、歩いてくるわけですけれども、そのときの所要所はどんな感じで進めていく話に、交通の監視をするにあたって、どのように進めてまいるような話になっているのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、学校側としましては、新しい統合中学校ができるわけですので、全職員体制で子どもたちを見守ってこうという意図があります。現段階で。

それと同時に、お願いしていかなくてはならないのは、それぞれ3中学校に健全育成会がございます。学文路中学校区、西部中学校区、橋本中学校区、それぞれの健全育成の方々にもご支援いただいて子どもたちの見守りもしていただきたいと、こう思っています。

当然、基本的には学校の職員が、子どもたちが慣れるまでという表現が正しいか、適切かどうかわかりませんが、新しい中学校に慣れるまでは負担を、かかるとは思いますが、見守りまたは自転車による運転の指導、また歩行の指導等を細かくしていく必要があると、そのように考えています。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

次の、せんだっても教育長にお尋ねしたんですが、スマートフォンとか携帯電話を持たれているお子さまの対応というのは、今、現時点どないなっておるんか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）基本的には、学校への持ち込みは禁止をしております。ただ、遠方等、理由もある生徒については、許可制で許可証を出して、学校へ持ってきた場合は先生が預かるという形が原則です。

ただ、残念ながら、子どもたちは先生方に無断で、そういう携帯電話等を持ってくるケースもあると思います。そういう場合、教職員が共通理解をして、それについてはきっちり対応して取り上げていく。また、決まりどおり、何日か預かり、保護者の方に返却する、そういうことを取り組んでおります。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

ちょっと質問の中に入っていない質問でしたけれども、どうもすいません。

中学生になりますと、しっかりとルールを守っていただいて、先生の言うことを聞いていただき、ルールを守っていただくというのが一つの大切なことだと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、コミュニティバスの再質問でございます。通学への対応を優先的に見直すことは困難との答弁であるが、中学校が廃校にする協議の中で大きな反対運動もなく、地域の皆さまの協力を賜り前向きに進む中において、学生たちの利便性、また、地域の衰退に歯止めをかけるためにも、モデル地区として学生が利用しやすいバスの運行を希望し、また、政策調整会議でも地域の要望として試験的に運行していただきたいとのことを、しっかり

とお伝えしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）要望のほう全てを反映させることは困難でございますけども、まず、市内公共交通体系全体の見直しを行う中で、生活交通ネットワーク協議会において、多くの課題の一つとして検討してまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

中学校が廃校になるということは、やっぱり地域に中学校がなくなるということで、地域の衰退、また、少子高齢化によって、だんだん寂しくなっていくと思います。それは、学文路地区、また西部地区、同様だと思いますが、できるだけ便利になりますように、また、子どもたちが、新しい家族が住んでいただけるような利便性のあるものにしていただきたいと思います。

この質問はこのぐらいで終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、高野口に期日前投票所をとの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）高野口に期日前投票所を、とのご質問にお答えします。

公職選挙法第44条では、「選挙人は選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」と規定されています。また、同法第48条の2では、投票日当日投票主義の例外として、期日前投票について規定され、投票日当日に投票に行けない選挙人のために、当該選挙の期日の公示または告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票

所において投票を行わせることができることになっています。

平成15年6月に公職選挙法が改正され、二重封筒に投票用紙を入れる不在者投票から、当日投票と同じように、投票用紙をそのまま投票箱に確定投票として投函する期日前投票制度が新設されたことにより、本市でも年々期日前投票を利用する有権者が増大している状況です。

市町村合併により、期日前投票所を複数設置している自治体では、合併前の旧市町村単位に行政局が設置され、各行政局には、その機能を果たすための人員が配置されているものと思われます。また、大学やスーパーへ期日前投票所を設置して行う場合は、期日前投票システムの構築や管理執行するための人件費等が発生します。

選挙の管理執行上の問題で、一番多いのが期日前投票や不在者投票に関するものであることから、選挙期間中は、より一層の厳格な管理が求められます。期日前投票期間は、参議院通常選挙や知事選挙では16日間、衆議院議員総選挙では11日間、県議会議員一般選挙では8日間、市長選挙、市議会議員一般選挙では6日間に及ぶことから、これらの期間中、投票日当日同様の期日前投票管理者、期日前投票立会人、すぐに対応できる選挙管理委員会事務局職員の増員配置や事務従事職員の配置、期日前投票所としての施設場所の貸切、投票箱や投票用紙の保管や警備体制等、期日前投票期間中の万全な管理体制と、関係経費が必要となります。

また、橋本市は、地理的な面から旧町・旧市の地域経済の交流が活発で一体性のある地域であり、市役所を中心にして半径6kmにおさまっていることから、本市の期日前投票は市役所内で実施しており、今後も現状の方向で進めていきます。

なお、現在実施している期日前投票は、手作業で選挙人名簿に手入れしていることから、まずは、本庁社内での期日前投票の機械化を図り、有権者の利便性を図りながら投票率の向上につなげたいと思います。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）どうもありがとうございました。

高野口に期日前投票所ということで、これ、高野口町を回っておるときに、かなりの方から、高野口はもう不便になるばかりやというお声、たくさんお聞きしました。その中で特に多かったのが、期日前投票所を高野口に開所してほしいということで、お願いをたくさんの方に賜りました。

まず、機械化を図るとの答弁でございますが、いつまでに実現する予定ですか。また、機械化することにより、どれぐらいのコストダウンが見込まれるのか、よろしく願い申し上げます。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）機械化につきましては、議員もご存じのとおり、来年の参議院通常選挙におきましては、18歳からの選挙権が誕生するということが、公職選挙法が改正され、議決されております。したがって、本市におきましても18歳、19歳の新有権者が増えるという見込みでございます。できれば来年の参議院から機械化を図っていき、有権者の皆さんにできるだけご利用していただけるよう進んでまいりたいと考えております。

そして、その費用でございますけれども、普通、選挙ですと、期日前投票、夜8時に終わります。その後、職員による手作業された

ものを一旦読み合わせるという形になりまして、その照合がほしい8時から10時、遅くて12時とかと。または、選挙によりましては翌日にまたがるという可能性もあります。その時間外という手当が発生いたしまして、その手当につきましては、選挙の種類にも異なりますが、少ないときで二、三十万円、多いときで五、六十万円から80万円程度という形で発生してまいります。それは、期日前投票の期間によりますので、一概にどれだけという形にはなりません。これを全額省力化を図れるかといいますと、機械で行ったやつもやはり照合しなければなりませんので、全額というわけにはいきませんが、ある程度の省力化は図れるという形になります。その金額においては、やはり、例えば80万円要れば、40万円程度というのは省力化によって削減できるかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ご答弁ありがとうございました。

何がしかのコストダウンとの答弁であります。コストダウンをできた分、高野口の期日前投票所の開所に使えないか。また、平成25年12月議会において先輩議員が質問されたときの、オール橋本で、いろいろな箇所にて期日前投票所の開所に向けての準備に使えないのか、お答えください。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）コストダウンできた金額をもちまして高野口に期日前投票所を設けるというのは、かなり困難であろうかなというふうに考えております。

といいますのは、期日前投票所を1箇所増やすごとに、やはり設備投資という形もあり

ますし、人件費が多額に発生してまいります。先ほどご答弁させていただきましたように、期日前投票所におきましても投票日当日と同様に、投票管理者、立会人、そして事務従事者等々の関係、そして、どこで期日前投票を行うかによって、その使用料等発生してまいりますので、これがかかなり多額になってよろうかと思えます。

そして、25年12月のときにご質問いただきました、オール橋本という点もありますし、ある特定の地域だけをもちまして期日前投票所という形をとるのは、なかなかというふうを考えておきまして、有権者の大変利用しやすい利便性ということを考えますと、オール橋本で考えて、どの点に持っていくのが、もし増やすという形になると、一番便利なのはどこかということも、今後とも研究・調査しながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

投票所開所に関しましては、市民の熱い思いがあったり、また、当局の側の考えがあるわけではありますが、思いは一つで、投票率の向上でありますので、しっかりと市民の声も参考にしていただいて、また、ほかの自治体の実施しているやり方も視野に入れながら、日本一投票のしやすい市になりますようお願いをして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、空家対策特別措置法に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）空家対策特別措置法についての一点目、公共の建物については、どのような計画ですか、についてお答えしま

す。

昨年11月に、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法が国において成立・公布され、本年5月26日に全面施行されましたが、同法では、国又は地方公共団体が所有し又は管理する公共の建物については対象外となっています。

二点目の、個人所有の建物については、どのような対応か、についてお答えします。

総務省の住宅・土地統計調査によると、全国の住宅に占める空き家の割合は年々増加しており、適切な管理が行われていない空き家等により、保安・衛生・景観等で地域住民の生活環境に諸問題を引き起こしています。こうした空き家等に対して、国が法的な根拠を示して空き家等対策を実施する自治体を支援するため、同法が成立しました。

同法の趣旨は大きく二点あり、一点目は、問題のある空き家等に対する措置として、一定の要件に該当する問題のある空き家等を特定空家等と定義し、市町村が情報収集や立ち入り調査を行ったり、指導、勧告、命令、行政代執行法に基づく代執行等の措置をとれるよう定め、所有者が従わない場合は罰則も設けています。

二点目は、空き家や跡地の活用を促進することがうたわれています。

本市においても、同法の施行を受け、空き家等に関する対策を適切に講ずるため、橋本市空家等対策検討委員会を設置し、必要な事項の検討を進めています。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）個人の所有の建物については、法を受けて検討しているとのこと、

推進してもらいたいと、しっかりとやっていただきたいと思います。これは法ができたので、どんどん前に進んでいける話だと思います。

さて、公共の建物について、法の対象外ということだが、市営住宅にも空き家が目立つが、どのような対策をお考えであるのか答弁してください。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）市におきましては、市営住宅についてですけど、平成20年ですけれども、市営住宅のストック総合活用計画というものを策定いたしまして、管理と活用の方針を打ち出したところでございます。

その後、平成25年になりまして、この計画を継承する形で、市営住宅の長寿命化計画というものを策定いたしまして、安全で快適な、そういった住宅を長期間にわたって確保するというので、住宅を三つの区分、棟の集約、それから個別改善または維持保全を行っていく住宅、それと用途廃止をする住宅という部分に区分をいたしまして、現在、その取り組みを進めているところでございます。

議員おただしのように、現在、そういった市営住宅のところで空き家等が目立ってきているという状況がございます。そこで、用途廃止のそういった住宅につきましては、空き家となったところから順次解体、除却を行っていくと。また、修繕をした後、募集を行っていく住宅につきましては、予算の範囲ではございますけれども、修繕等を進め、募集を推進していくということで、空き家の改修に取り組んでいるところでございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

例として、ちょっと一つ挙げさせていただきたいんですが、市営住宅の中の小田の災害住宅において、道も狭く、入っていくところ

の中に、長屋形式の住宅において、二戸一の一つが空き家になっておると。近隣住民から、防犯上、また衛生上、大変気になるとのお声をいただいております。

空き家対策について国の法律ができたわけですが、公共のものは進んで対処ができると思いますので、近隣住民との、また、住まれている本人、また、近隣住宅の皆さんと協議をしていただいて、もし、万が一何か起こった場合は、やっぱり家主である市に責任がかかってくると思いますので、また、この住宅に関しましては、昭和25年、約築65年ぐらいになるんでしょうか、かなり古いものだと思います。電気の配線等もかなり古くなってきておりますので、万が一のことがあったらあきませんので、また住民と協議していただいて、調査をしていただきたいと思います、どんなものでしょうかね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今おただしの小田災害住宅ということで、今、ご質問にもございましたけども、昭和25年ということで大変古い住宅でございます。この住宅につきましては、長屋形式ということになってございます。市のほうで、こういった長屋形式のところでの空き家等もございます。通常ですと、修繕を行って、募集を行って入っていただくということで空き家対策をしておるわけでございますけれども、特に、用途廃止になっているような、そういう長屋の形式の場合については、新たな募集というのはいりませんので、後に解体、それから除却するまでの間は、空き家ということになってしまいます。

ただ、まだ入居、一部されている方がいらっしゃる場合は、なかなかそのあたりがすぐというわけにはまいりません。長屋形式のところにつきましては、構造上のこととか、あるいは老朽化等によってあいたところだけを、



例えば解体なりをするということも、なかなか難しい場合もございます。そういった場合につきましては、一応、住んでいる方に、住み替えという形でご了解をいただいてということで進めるわけでございますけれども、やはり中に住んでいる方については、ご老人の方でありますとか、また、住み替えとなりますと、生活環境が変わったりというようなことでもございまして、なかなか同意をいただくのが難しいという部分がございます。

ただ、今、議員のお話もございましたように、建物が古いということもございまして、やっぱり住んでいる方の保安上でありますとか、安全面の観点からも、今後そういった住み替えについてのお願いをしていながら、その部分については、抜本的な対策というのはなかなかないわけでございますけれども、粘り強くそういったことについてお願いをしていながら、対策に取り組んでまいりたい

というふうに思っております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

特別措置法にはちょっと外れた質問となつてしまいましたが、公共の市営住宅の空き家も、大変これから問題になってくることだと思っておりますので、難しい問題ですが、個人所有物件と同様、市営住宅にも、いつでも防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

お願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中本正人君）6番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩いたします。

（午後3時12分 休憩）